

従業員の退職金は 商工会の特定退職金共済で!

特定退職金共済制度とは

この制度は、退職金制度をもつことが困難な商工会員企業が協力し合い、大企業と同じような退職金を支払うことができるようにすることを目的としています。

昭和50年に長野県商工会連合会が、所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、国の承認を得て発足したもので、これによって会員企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定をはかり、ひいては会員企業の振興と発展に役立てることをねらいとするものです。



制度の特色

- I 掛金は1人月額1口1,000円で30口30,000円まで損金または必要経費として計上でき、従業員は給与課税がありません。
- II 中小企業退職金共済制度や企業年金とも重複して加入でき、重複して損金算入が認められています。
- III 給付の際、年金または一時金を任意に選択でき、死亡退職については一口につき10,000円が加算されます。



商 工 会
長 野 県 商 工 会 連 合 会

制 度 の あ ら ま し

加入できる事業主＝共済契約者

商工会に加入している事業主（事業所）であれば、誰でも従業員を加入させることができます。

加入させる従業員＝被共済者

この制度に加入するかしないかは、事業主の任意ですが、加入する場合には、次の人たちを除く全従業員を加入させなければなりません。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ○ 事業主（個人経営者） | ※次の人たちは任意加入となります。 |
| ○ 事業主と生計を一つにする親族 | ○ 期間を定めて雇われている人 |
| ○ 法人の役員（従業員兼務役員を除く） | ○ 季節的な仕事のために雇われている人 |
| ○ 他の特定退職金共済団体の被共済者 | ○ 非常勤の者 |
| ○ 保険年齢が65才以上の人 | ○ 試用期間中の人 |

掛金の負担と掛金の運用

掛金は、全額事業主負担です。掛金はジブラルタ生命保険株式会社にその管理と運用を委託しています。

給付金の種類

- 退職一時金：被共済者（加入従業員）が退職したときに支給されます。
- 遺族一時金：被共済者（加入従業員）が死亡したとき、退職一時金に加入口数1口あたり10,000円を加えた額を、遺族に対して支給します。
- 退職年金：加入10年以上かつ満65才以上の退職者が希望するとき、10年間支給されます。

《給付金の受取人》

※この制度の給付金の受取人は、被共済者（加入従業員）です。なお、本人死亡のときには、労基法施行規則に定める遺族補償の順位によります。

掛金の目安

基 本 給 月 額	掛金月額	基 本 給 月 額	掛金月額
160,000円未満	8,000円	280,000円～320,000円未満	16,000円
160,000円～200,000円未満	10,000円	320,000円～360,000円未満	18,000円
200,000円～240,000円未満	12,000円	360,000円～400,000円未満	20,000円
240,000円～280,000円未満	14,000円	400,000円以上	22,000円

- 注) 1. 途中で減額することは原則的には出来ませんので、掛け過ぎないようにして下さい。
2. 退職金の支給に関する社内規程がある場合は、規程による退職金額を考慮して、加入口数を決めて下さい。
3. 物価上昇に伴せ3～5年毎に加入口数等の見直しをし、必要に応じ増口するようにして下さい。

給付額試算表（月払掛金 1 口 1,000円について）

（制度運営費 5 %）

加入 年数	払込掛金累計	脱退一時金 （解約手当金）	遺族一時金	年金月額 10年確定年金
年	円	約 円	約 円	約 円
1	12,000	11,290	21,290	
2	24,000	22,680	32,680	
3	36,000	34,160	44,160	
4	48,000	45,730	55,730	
5	60,000	57,410	67,410	
6	72,000	69,170	79,170	
7	84,000	81,040	91,040	
8	96,000	93,000	103,000	
9	108,000	105,070	115,070	
10	120,000	117,230	127,230	1,026
11	132,000	129,500	139,500	1,133
12	144,000	141,860	151,860	1,241
13	156,000	154,330	164,330	1,351
14	168,000	166,900	176,900	1,461
15	180,000	179,580	189,580	1,572
16	192,000	192,360	202,360	1,683
17	204,000	205,250	215,250	1,796
18	216,000	218,250	228,250	1,910
19	228,000	231,350	241,350	2,025
20	240,000	244,560	254,560	2,140
21	252,000	257,880	267,880	2,257
22	264,000	271,320	281,320	2,374
23	276,000	284,860	294,860	2,493
24	288,000	298,520	308,520	2,612
25	300,000	312,290	322,290	2,733
26	312,000	326,170	336,170	2,854
27	324,000	340,170	350,170	2,977
28	336,000	354,280	364,280	3,100
29	348,000	368,520	378,520	3,225
30	360,000	382,870	392,870	3,351

※この制度を運営するため商工会連合会は、掛金 1 口あたり 5 %の制度運営費を徴収させていただきます。

給付額試算表の記載数値について

給付額試算表の数値は次の前提で計算されており、今後変動（上下）することがあります。したがって、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- ① 加入口数が加入者全体で月払 43,000口以上の加入を前提としております。
- ② 加入者全体の掛金が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
- ③ 給付額は運用実績による実績払いとなっており、積立金に対し付利する利率である予定利率は、ジブラルタ生命保険㈱の予定利率 1.0%を使用しております。

- 注 1) この制度は、長野県商工会連合会がジブラルタ生命保険㈱と締結した新企業年金保険契約に基づき運営します。制度運営費及び保険事務費が控除されますので、加入期間が短い場合には、一時金額が払込掛金累計を下回ることがあります。
- 注 2) ジブラルタ生命保険㈱が経営破綻に陥った場合、保険契約者保護機構による契約者保護が図られますが、ジブラルタ生命保険㈱の財政状況に応じて削減される場合があります。

税法上の取扱い

掛金 (法人税法施行令第135条第1号、所得税法施行令第64条第1項)

事業主が、この制度に支払った掛金は、全額損金(必要経費)となります。

退職一時金

退職所得になります。

源泉徴収税額 = (退職金額 - 退職所得控除額) $\times \frac{1}{2} \times$ 税率 (勤続年数による)

勤続年数

退職所得控除額

2年以下の場合……………80万円

2年を超え20年以下の場合……………40万円 $\times$ 勤続年数

20年を超える場合……………800万円 + 70万円 $\times$ (勤続年数 - 20年)

退職年金 (所得税法第35条第3項第3号)

雑所得(公的年金等に係る雑所得)となります。他に所得がなければほとんど税金はかかりません。

遺族一時金 (相続税法第3条、相続税法第12条)

相続税の対象となります。

必要経費として免税

退職所得として
税制上優遇



事務処理について

加入申込み処理

加入申込書と口座振替届出書を提出してください。(口座振替届出書は新規加入時のみ必要)

22日に初回掛金が引落とされますと、翌月1日契約が成立し、被共済者証が送付されます。

退職一時金等の請求処理

請求書・退職所得の受給に関する申告書・被共済者証を提出してください。

毎月10日、20日、末日に請求を締めております。

給付金はそれぞれの締め日から10日ほど後に、従業員に直接支払われます。なお、遺族一時金の請求には、上記書類の他に除籍抄本が必要となります。

この制度の内容をくわしくお知りになりたい方、および
加入申込みをなされる方は商工会へお申し出ください。

(平成21年4月作成)